

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

| 入札参加資格停止措置業者名 | 所在地 |
|---------------|---------------|
| 中央技術 株式会社 | 茨城県水戸市渡里町3082 |

2 入札参加資格停止措置期間 令和2年4月22日から令和2年5月21日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

中央技術(株)及びその元代表取締役は、別会社に外注費を支払ったように装い会社の所得を隠し金額を過少に申告したとして、令和2年3月19日、法人税法違反等により水戸地方裁判所からそれぞれ罰金刑、懲役刑（執行猶予）の判決を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

「契約規程」

| 措置要件 | 期間 |
|---------------------------------|--------------------------|
| 別表第4第14項ア 「業務に関し、法令に違反したとき。」 | 当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内 |